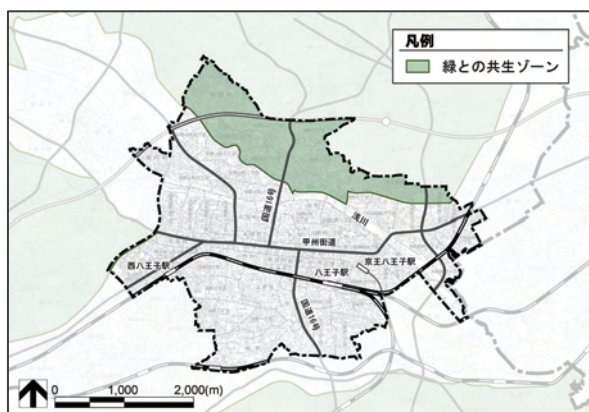


(2) 地域別の景観形成の方針・基準

I. 中央地域

1) 中央地域の区域



【該当する町丁目】

横山町・八日町・八幡町・八木町・追分町・千人町
1～4丁目・日吉町・元本郷町1～4丁目・平岡町・
本郷町・大横町・本町・元横山町1～3丁目・田町・
新町・明神町1～4丁目・子安町1～4丁目・東町・
旭町・三崎町・中町・南町・寺町・万町・上野町・
天神町・南新町・小門町・台町1～4丁目・中野町・
暁町1～3丁目・中野山王1～3丁目・中野上町1
～5丁目・大和田町1～7丁目・富士見町・緑町・
清川町

2) 景観形成方針（法第8条第3項）

<テーマ1> 八王子駅周辺の賑わいや活力にあふれた景観づくり

- JR八王子駅北口や京王八王子駅の周辺では、商業・業務機能の集積を活かし、本市の玄関口にふさわしく賑わいや活力を持った景観を形成する。
- 桑並木通り、西放射線ユーロード、東放射線アイロード、甲州街道は、商業施設や公共施設と個性的な界隈を結びつける主要な歩行者空間として、安全で快適な歩行者空間を形成する。
- 主要な道路の沿道では、道路や敷地内の緑化の推進や空地の確保等により、潤いや心地よさが感じられる街路空間を形成する。
- 過剰な色彩の建築物や屋外広告物を整序する等により、賑わいの中にも風格が感じられるまち並みを形成する。
- マルベリーブリッジから桑並木通り越しに見える丘陵地への良好な眺望景観を確保するため、建築物の配置や屋外広告物の表示位置に配慮する。

<テーマ2> JR八王子駅南口周辺の賑わいと親しみが感じられる景観の形成

- 市街地再開発事業による整備を契機として、利便性や快適性の確保とともに賑わいや活力が感じられる景観を創出する。
- とちの木通りの沿道とその周辺では、近隣型の商業施設等が、低中層が基調の市街地景観と調和した、親しみが感じられるまち並みを形成する。

<テーマ3> 甲州街道沿道のシンボル性の高い風格ある景観の形成

- 商業機能の集積を図りつつ、賑わいの創出や安全で快適な歩行者空間形成を図る。
- 歴史的な建造物等を保全・活用し、地域の成り立ちや歴史が感じられる景観を形成する。
- 建築物は、周辺と調和した色彩を用いることや、建築設備や駐車場・駐輪場を建築物と一体的なデザインとすること等により、落ち着きが感じられる外観とする。
- 敷地内の緑化やオープンスペースの確保等により、潤いが感じられる街路景観を形成する。
- イチョウ並木は、本市のシンボルとして適切な維持・管理を図り、落ち着きと風格のある景観を形成する。
- イチョウの高さを超えた位置での広告物の表示を控えること等により、イチョウが映える景観を形成する。

<テーマ4> 浅川の開放感や眺望を大切にした景観づくり

- 浅川及び川口川では、水辺を身近に感じ、空の広さが実感できる開放的な景観を形成する。
- 桜並木の保全や河川沿いに植栽すること等により、水辺と一体となった潤いが感じられる景観を形成する。
- 水辺の親水性を確保しつつ、野鳥等の生態系等に配慮した護岸整備に努め、四季を通じて楽しく歩ける歩行者空間の創出を図る。
- 建築物は、浅川の河川敷や橋りょう等から周辺の丘陵地への良好な眺望が確保できる高さや配置、規模、形態となるよう工夫する。
- 水辺にも顔を向けた建物の配置や、開放感に配慮したオープンスペースの確保、設備や工作物等の配置の工夫や修景等により、水辺空間と一体となった景観を形成する。

<テーマ5> 点在する緑や歴史的な景観資源を保全・活用した景観づくり

- 花街の名残をとどめる中町界限や緑豊かな子安神社等の歴史文化の景観資源を保全し、これらが地域のランドマークとして親しまれる景観を形成する。
- とちの木通り、富士森公園の緑や、山田川や子安神社、六本杉公園の湧水等の水辺のネットワーク化を図り、潤いのある景観を形成する。
- 歴史的資源と調和した外観デザインの継承、落ち着きがある色彩や経年変化により地域の景観になじむ素材等を用いる。
- 景観資源の周辺では、柔らかな光源の使用や落ち着きある色彩の採用等により、過剰な屋外広告物を控える。

<テーマ6> 「緑との共生ゾーン」における景観づくり

- 周辺の緑との調和を図るとともに、市街地や、浅川、南浅川、川口川からの見え方に配慮するよう努める。